

東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

令和3年5月14日
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の手続)

第2条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（様式第1号）に必要な事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、東紀州環境施設組合の休日を定める条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第3号）に定める日は、縦覧を行わない。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(縦覧者の遵守事項等)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第5条第2項の意見書（様式第2号）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

縦 覧 申 込 書

年 月 日

東紀州環境施設組合
管理者 様

住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者）
電話番号

東紀州環境施設組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則第 2 条の規定により、縦覧を申し込みます。

